

定期試験受験に際しての注意事項

<定期試験期間中の静穏な環境確保にご協力ください>

・定期試験期間中は、学内各棟で試験が実施されています。

試験の妨げにならないよう、廊下や教室棟内のみならず、建物外でも静粛を保ってください。

- ①試験開始時刻の10分前までに着席してください。なお、前の試験の実施中および答案回収中は入室しないでください。
- ②遅刻が認められるのは、試験開始後15分以内です。
- ③試験開始後25分間は退出できません。
- ④必ず学生証を机の上に提示してください。学生証がない場合は、学生課で『定期試験受験資格証明書』の交付を受け、受験してください。『定期試験受験資格証明書』は発行日のみ有効です。失効した証明書を提示しての受験は無効になります。
- ⑤試験中、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等、通信機能を持つ機器の使用は一切認められません。電源を切って、かばんにしまってください。通信機器は身辺に所持しているだけでも不正行為となります。持込「全て可」の試験についても同様です。(携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等を時計や電卓の代わりに使用することもできません。)
- ⑥試験場では出欠を確認します。呼ばれない場合は教室間違いの可能性がありますが、試験時間割表で確認し、正しい教室で受験してください。誤った試験教室で受験した場合は、「試験教室間違い時の受験申請カード」を記入し、提出してください。
- ⑦答案用紙には学部・学科・学生番号・氏名を明確に記入してください。(解答が複数枚にわたる時はそれぞれに記入してください。)無記名答案は無効扱いになります。また、無回答でも必ず提出してください。
- ⑧試験場では、机の配置を含め、全て監督者の指示に従ってください。
- ⑨下記の行為は不正行為に該当しますので、注意してください。
  - 1 他人の答案を見る行為
  - 2 試験時間中にカンニングペーパーとみなされる物等を身辺に所持する行為
  - 3 試験時間中にスマートフォンなどの通信機器を利用する行為および身辺に所持する行為
  - 4 試験時間中に机の中に教科書やノートを開いておく行為
  - 5 科目担当者および監督者等の指示に違反する行為
  - 6 試験時間中に参照物を授受する行為
  - 7 その他、学生委員会において不正行為と認められた行為また、試験受験者ではない者が試験受験者と、試験について通謀して試験時間中に通信する行為も不正行為となります。

以上